**役員及び評議員・苦情解決第3者委員・評議員選任・解任委員の**

**報酬等並びに費用弁償に関する規程**

**社会福祉法人おおつ保育園**

(目的及び意義)

第１条　　この規程は、社会福祉法人おおつ保育園(以下「この法人」という。)の定款第８条及び第２１条の規定に基づき、この法人の役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。あわせて、苦情解決第3者委員及び評議員選任・解任委員の報酬等についても定めることとする。

(定義等)

第２条　　この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（１）役員とは、理事及び監事をいう。

（２）役員等とは、評議員、理事及び監事、苦情解決第3者委員、評議員選任・解任委員をいう。

（３）常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。

（４）非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。

（５）報酬等とは、社会福祉法第４５条の３４第１項第３号に定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

（６）費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費(交通費、宿泊費を含む。)及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第３条　　役員等に対して支給する報酬等は、役員等に対して、評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会、監事監査、苦情解決第3者委員との連絡会、行政庁監査又は研修会（以下「会議等」という。）への出席に係る職務執行の対価として、報酬を支給する。

２　理事長には、前項の会議等出席のほか、職務執行の対価として、月額報酬を支給する。

３　前２項の規定にかかわらず、　理事で職員として給与の支払いを受けている者に対しては、報酬等は支給しない。

（報酬等の額の決定）

第4条　　評議員には、定款8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給する。

２　全理事の報酬総額は、年間100万円以内とする。

　３　全監事の報酬総額は、年間20万円以内とする。

　４　役員等の報酬は、別表第１に定めるとおりとする。

（報酬等の支給日）

第5条　　役員等の報酬は、職務執行の当日支払うものとする。

　２　理事長の月額報酬は、毎月27日に支払うものとする。ただし、支給日が金融機関の休日の場合は、その前日の営業日とする。

（報酬等の支給方法）

第6条　　報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

　２　報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

（費用）

第7条　　役員等に支払う旅費は、法人職員旅費規程に定めた額とする。ただし、役員で職員としての立場を有する者に対しては、法人職員旅費規程に基づき、旅費が支払われる場合を除き、会議への出席に係る費用を支払うものとする。

　２　役員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

（公表）

第8条　　この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の２第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第9条　　この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

（補則）

第10条　　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は2018年6月27日から施行する。

この規程は2018年12月21日から施行する。

別表第１　役員等の報酬の額

|  |  |
| --- | --- |
| 役職名 | 報酬の額 |
| 評議員 | 会議等への出席の都度：1人一律5,000円 |
| 理事長 | 月額5万円 |
| 非常勤理事 | 会議等への出席の都度：1人一律5,000円 |
| 監事 | 会議等への出席の都度：1人一律5,000円 |
| 苦情解決第3者委員 | 会議等への出席の都度：1人一律5,000円 |
| 評議員選任・解任委員 | 会議等への出席の都度：1人一律5,000円 |